

1 募 集

(1) 応募資格

倉敷市立倉敷支援学校高等部への入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する知的障害を主とする者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「中学部・中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

イ 令和3年3月に中学部・中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 募集定員

普通科 35名

2 通学区域等

(1) 倉敷市のうち次の小学校区（倉敷東、倉敷西、老松、万寿東、大高、葦高、倉敷南、中島、粒江、帯江、旭丘、連島北、天城、豊洲、茶屋町）及び、水島、児島地区の中学校区

(2) 倉敷市立東陽中学校区居住者については、倉敷市立倉敷支援学校又は岡山県立岡山南支援学校のいずれかを選択して出願できる。（県立岡山南支援学校との調整区域）

3 出 願

(1) 出願の条件・制限

ア 身辺処理が自立し集団生活への参加が可能な者

イ 自力で通学が可能な者

ウ 志願者は、「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。

エ 志願者は、他の県立特別支援学校高等部（岡山瀬戸高等支援学校、倉敷琴浦高等支援学校、**倉敷まきび支援学校（職業コース）**、**誕生寺支援学校（職業コース）**を除く。）に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和3年1月12日（火）から令和3年1月14日（木）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和3年1月13日（水）の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に倉敷市立倉敷支援学校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類に所定の事項を記入し、在学又は出身中学校等の校長（以下「中学部・中学校等の校長」という。）を経由して出願の期間内に倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

・入学願書（所定のもので、志願者、保護者が記入したもの） 1部

イ 中学部・中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

・調査書（様式3号） 1部

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に倉敷市立倉敷支援学校の出願前教育相談を必ず受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和2年11月24日（火）から令和2年12月23日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）のうち、倉敷市立倉敷支援学校の指定する日時とする。申し込みは、様式2号により倉敷市立倉敷支援学校へ令和2年11月2日（月）から令和2年11月6日（金）まで（ただし、祝日は除く。）に行うものとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和2年11月6日（金）午後5時までに到着したものに限り。

(5) 出願に関する所定の用紙の配付

出願前教育相談後、倉敷市立倉敷支援学校から該当する中学部・中学校等の校長へ配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、倉敷市立倉敷支援学校から中学部・中学校等の校長を経由し、志願者に交付する。

(7) 特別出願の手続

特別な理由により、県外を含む学区外から倉敷市立倉敷支援学校を志願する者は、出願に先立ちあらかじめ所轄となる教育委員会を経て、学区外出願許可申請書（様式1号）を倉敷市教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

ア 書類請求及び提出先

倉敷市教育委員会 指導課 特別支援教育推進室
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

イ 提出期間

令和2年11月30日（月）から令和3年1月8日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は、令和3年1月8日（金）午後5時までに到着したものに限り。

4 入学者選抜のための検査・面接

(1) 実施期日及び場所

令和3年1月22日（金） 倉敷市立倉敷支援学校

(2) 検査

午前9時30分から、諸検査（知的能力、作業能力）を実施する。

(3) 面接

志願者には、面接を実施する。

5 選 抜

(1) 選抜の方針

選抜に当たっては、調査書、諸検査及び面接の結果等を資料として、総合的に判断する。

(2) 選抜委員会

倉敷市立倉敷支援学校長を委員長とする選抜委員会を設け、入学者の選抜を行う。委員は倉敷市立倉敷支援学校の教職員の中から委員長が選任した者とする。

6 合格者の発表

令和3年2月5日（金）午前9時から午後5時までの間に、倉敷市立倉敷支援学校で発表する。

また、選抜の結果を中学部・中学校等の校長を通じて本人に通知するとともに、合格通知書を交付する。ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者については、志願者本人に選抜の結果を通知するとともに、合格通知書を交付する。

7 追検査

(1) 受検資格

検査当日に、特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者のうち、次の各号のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第18条第3号にある「その他の感染症」は除く。）の罹患者

イ 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により検査を受検できなくなった者

(2) 受検の手続

ア 中学部・中学校等の校長は、追検査の受検希望があった場合は、ただちに倉敷市立倉敷支援学校長に電話で連絡するとともに、令和3年1月25日（月）午後3時までに追検査受検許可申請書（様式8号）に、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を添えて、倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査許可申請書を期限までに提出した上で、添付書類のみ令和3年1月26日（火）午後3時までに倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

なお、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する志願者は、追検査受検許可申請書（様式8号）及び受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を上記期日までに、倉敷市立倉敷支援学校長に志願者本人から提出する。

イ 倉敷市立倉敷支援学校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書（様式9号）を中学部・中学校等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する志願者については、追検査受検許可通知書（様式9号）を倉敷市立倉敷支援学校長から直接志願者に交付する。

受検票は、先に交付したものを使用する。

(3) 検査・面接

ア 実施期日 令和3年1月27日（水）から令和3年1月29日（金）までのうち、倉敷市立倉敷支援学校の指定する日時

イ 実施場所 倉敷市立倉敷支援学校

ウ 検査・面接 倉敷市立倉敷支援学校長が定める内容で実施する。

8 出願についての問い合わせ先

在学又は出身学校を通じて、倉敷市立倉敷支援学校に直接問い合わせること。

問い合わせ先： 倉敷市立倉敷支援学校

〒710-0036

倉敷市粒浦388番地1

TEL (086) 425-4611

FAX (086) 427-4445